

4 学 則

目 次

- 1 愛知医科大学学則
- 2 愛知医科大学大学院学則（案）について
- 3 愛知医科大学大学院看護学研究科委員会規程

改正

昭和48年4月1日一部改正
昭和50年4月1日一部改正
昭和51年4月1日一部改正
昭和52年4月1日一部改正
昭和53年4月1日一部改正
昭和54年4月1日一部改正
昭和55年4月1日一部改正
昭和55年4月24日一部改正
昭和55年9月29日一部改正
昭和56年4月1日一部改正
昭和57年4月1日一部改正
昭和57年4月1日一部改正
昭和57年6月19日一部改正
昭和58年4月1日一部改正
昭和58年7月20日一部改正
昭和59年3月1日一部改正
昭和59年6月1日一部改正
昭和59年7月18日一部改正
昭和60年4月1日一部改正
昭和60年7月17日一部改正
昭和61年5月28日一部改正
昭和62年4月1日一部改正
昭和62年10月1日一部改正
昭和63年4月1日一部改正
平成元年4月1日一部改正
平成2年10月1日一部改正
平成3年4月1日一部改正
平成3年10月1日一部改正
平成4年2月1日一部改正
平成4年6月1日一部改正
平成5年6月1日一部改正
平成6年4月1日一部改正
平成7年2月1日一部改正
平成7年4月1日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成10年4月1日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成13年1月6日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成13年6月16日一部改正
平成14年1月1日一部改正
平成14年3月1日一部改正
平成14年4月26日一部改正

平成15年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成20年5月26日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成26年11月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成28年7月11日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和4年6月1日一部改正
令和4年7月1日一部改正

愛知医科大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道徳的能力と社会的有用性を基盤とし、新しい医学・看護学の知識及び技術をもつて社会に奉仕する医師及び看護職者を育成するとともに、深く学術を研究し、医学・看護学の発展向上に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、教育研究医療水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究医療活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検及び評価に関し必要な事項は、学長が定める。

(学部及び学科並びにその目的)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

医学部 医学科

看護学部 看護学科

2 各学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 医学部は、プロフェッショナリズムを備え、地域社会の様々な人々と良好な関係を築きながら、質の高い医療が提供でき、また、幅広い医学知識、高い診療技能及び科学的探究心を持った

医師を育成すること。

- (2) 看護学部は、幅広い豊かな人間性を備え、看護の専門知識に基づく高度な判断力・実践力・指導力をもち、看護学の発展向上に寄与する看護職者を育成すること。

第2条の2 削除

(大学院)

第2条の3 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を次の学期に分ける。

- (1) 医学部 前学期 4月1日から10月15日まで
後学期 10月16日から3月31日まで
- (2) 看護学部 前学期 4月1日から9月30日まで
後学期 10月1日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、教授会の議を経て、前学期の終了日及び後学期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第5条 休業日（授業を行わない日）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
(2) 土曜日
(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(4) 開学記念日 11月3日
(5) 春季休業 3月21日から4月3日まで
(6) 夏季休業 医学部においては7月18日から9月4日まで、看護学部においては8月1日から9月30日まで
(7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、教授会の議を経て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(修業年限)

第6条 修業年限は、次のとおりとする。

医学部 6年（2年の前期課程、2年の中期課程及び2年の後期課程）
看護学部 4年（2年の前期課程と2年の後期課程）

(在学年限)

第7条 在学年限は、次の年限を超えることができない。

医学部 前期課程、中期課程及び後期課程のそれぞれにおいて4年
看護学部 前期課程及び後期課程のそれぞれにおいて4年

(収容定員)

第8条 収容定員は、次表のとおりとする。

区分	入学定員	収容定員
医学部 医学科	105人	630人
看護学部 看護学科	100人	400人

(職員組織)

第9条 本学に次に掲げる職員を置く。

- (1) 学長
(2) 教授、准教授、講師及び助教
(3) 事務職員及び技術職員
(4) その他の職員

- 2 本学に副学長を置くことができる。

- 3 学部に学部長を置く。
- 4 前3項の職員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。
(大学運営審議会)

第9条の2 本学に、本学の重要な事項を審議するため、大学運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、学長及び学長が別に定める者をもつて構成する。
- 3 審議会の運営等に関し必要な事項は、学長が定める。
(教授会)

第10条 各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部及びその附属施設の専任の教授をもつて構成する。
- 3 教授会には、当該学部及びその附属施設の専任の准教授又は講師を加えることができる。
- 4 教授会を置かない組織の専任の教授は、第1項に掲げるいずれかの教授会に所属するものとする。
- 5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 6 前項第3号の事項を学長が定めるにあたっては、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めるものとする。
- 7 教授会は、第5項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下、この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて意見を述べることができる。
- 8 教授会の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。
(部門等)

第11条 医学部に基礎科学部門、基礎医学部門及び臨床医学部門を置く。

- 2 看護学部に専門基礎科学系及び看護専門科学系を置く。
(学科目及び講座)

第11条の2 医学部に学科目及び講座を置く。

- 2 前項の学科目及び講座の種類は、別に定める。
(事務局等)

第12条 本学に事務局を置く。

- 2 医学部に教務部及び学生部を置く。
- 3 看護学部に教務学生部を置く。
- 4 事務局に事務局長を、教務部に教務部長を、学生部に学生部長を、教務学生部に教務学生部長を置く。
- 5 事務局長は事務職員を、教務部長、学生部長及び教務学生部長はそれぞれ当該学部の教授をもつて充てる。
- 6 第4項の職員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。
(附属施設)

第13条 本学に次に掲げる附属施設を置く。

- (1) 総合学術情報センター
- (2) 研究創出支援センター
- (3) 災害医療研究センター
- (4) 国際交流センター
- 2 附属施設にそれぞれ長を置き、原則として、本学の教授をもつて充てる。
- 3 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

第13条の2 医学部に次に掲げる附属施設を置く。

- (1) 病院
- (2) メディカルセンター
- (3) 眼科クリニックM i R A I

- (4) 産業保健科学センター
- (5) 運動療育センター
- (6) 薬毒物分析センター
- (7) 医学教育センター
- (8) シミュレーションセンター
- (9) 総合医学研究機構

2 眼科クリニックM i R A Iは、病院に附置する。

3 附属施設にそれぞれ長を置き、原則として、医学部又は第10条第4項の規定により医学部教授会に所属することとなる教授をもつて充てる。

4 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

第13条の3 看護学部に看護実践研究センターを置く。

2 看護実践研究センターに長を置き、看護学部の教授をもつて充てる。

3 看護実践研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(研究所)

第13条の4 本学に次の研究所を置く。

(1) 加齢医科学研究所

(2) 分子医科学研究所

2 研究所に長を置き、本学の教授をもつて充てる。

3 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第14条 第12条から前条までに規定する事務局、教務部、学生部、教務学生部、附属施設及び研究所の事務組織及び事務分掌については、別に定める。

(課外活動)

第15条 学生の課外活動に関し必要な事項は、学長が定める。

第2章 入学

(入学期)

第16条 入学期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することができる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者とする。

(入学出願手続)

第18条 前条の規定により入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に提出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

(入学許可)

第19条 学長は、前条に規定する入学志願者につき当該学部の教授会の議を経て、合格者を決定し、入学を許可すべき者を定める。

(入学手続)

第20条 前条の合格者は、指定の期日までに、所定の書類を提出し、かつ、医学部合格者においては入学金及び教育充実費（初年度）並びに前学期分の授業料及び施設維持費（初年度）を、看護学部合格者においては入学金、教育充実費（初年度）及び実験実習費（初年度）並びに前学期分の授業料を納付しなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、入学を許可しない。

(再入学等)

第21条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て、学長が選考の上、入学を許可することができる。

(1) 第27条の規定により本学を退学した者で、本学に再入学を志願するもの。ただし、退学後2年を超えている者は除く。

(2) 他の大学の医学部医学科又は看護学系の学部若しくは学科等の学生で、当該大学の学長の承認を得て本学の同種の学部に転入学を志願するもの

- (3) 他の大学を卒業し、又は中途退学した者で、本学に編入学を志願するもの
- (4) 短期大学の看護学系の学科等又は専修学校の看護師養成専門課程（いずれも修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者で、本学の看護学部に編入学を志願するもの
(再入学等の入学出願手続等)

第22条 前条の規定により入学を志願する者及び入学を許可された者に係る入学出願手続、選考方法、入学手続等については、教授会の議を経て、学部長が定める。

- 2 前条の規定により入学した者の修業年限、在学年限、休学期間及び既修得単位の認定については、教授会の議を経て、学部長が定める。
(入学前の既修得単位の取扱い)

第22条の2 他の大学を卒業し又は退学した者及び短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学の看護学部の第1学年次に入学したものの既修得単位（授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目については、当該授業時間数）については、教育上有益と認める場合は、本学の看護学部において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定による既修得単位の認定は、60単位（授業科目の履修をもつて単位の修得に代える授業科目については、60単位に相当する授業時間数）を超えない範囲で、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が行う。
(転学部)

第23条 転学部を希望する者があるときは、当該学部において選考の上、転学部を許可することができる。

(留学)

第24条 外国の大学へ留学を志願する者があるときは、当該大学との合意の上、学長は留学を許可することができる。

- 2 前項の規定により留学を許可された者の修得単位の認定は、60単位を超えない範囲で、学長が行う。

第3章 休学及び復学

(休学)

第25条 学生が、傷病その他の事由により3月以上修学を休止しようとするときは、所定の様式の休学願い書に学校医若しくは本学の指定する医療機関の医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 休学中の学生が、引き続き休学をしようとするときは、休学期間の満了する前に改めて前項の願い出をし、その許可を受けなければならない。
- 3 学長は、前2項により提出された願い書について、その事由が適当であると認めた場合は、その期間を定め、これを許可する。ただし、休学を許可する期間は、当該年度を超えて定めないものとする。
- 4 学長は、傷病その他の事由のため修学することが適当でないとする者に対しては、期間を定め、休学を命ずることができる。
- 5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 6 休学期間は、第7条の在学年限に算入しない。
- 7 前各項に定めるもののほか、学生の休学に関し必要な事項は、学長が定める。

(復学)

第26条 前条第3項により休学を許可された者は、休学期間が満了したときは、所定の様式による復学届け書を学長に提出して復学するものとする。

- 2 前条第3項により休学を許可された者が休学期間中にその事由がやんだときは、所定の様式による復学願い書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。
- 3 前条第4項により休学を命ぜられた者が、復学しようとするときは、診断書又は事由書を添付して所定の様式による復学願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 4 前2項により提出された願い書について、学長は、その事由が適当であると認めた場合は、これを許可する。

第4章 退学、転学及び除籍

(退学)

第27条 学生が、退学しようとするときは、退学願い書にその事由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、傷病による場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

2 前項により提出された願い書について、学長は、その事由が適当であると認めた場合は、これを許可する。

(転学)

第28条 学生が、他の大学に転学しようとするときは、所定の様式の転学願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第29条 学生が、次の各号に掲げる事由の一に該当した場合は、学長は、学部長の意見を徴し、審議会の議を経て、除籍する。

- (1) 第7条の在学年限を超えたとき。
- (2) 傷病その他の事由により成業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 1年以上にわたって行方不明になり、当該学生の保証人又はその代理人からの届け出があつたとき。
- (5) 学納金の納付義務を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき。

第5章 学納金

(学納金)

第30条 学納金は、次表のとおりとする。

学部	学納金	金額 (円)	
医学部	入学金	1,500,000円	
	教育充実費	(初年度)	2,700,000円
		(2年度以降)	1,200,000円
	授業料 (年額)	3,000,000円	
施設維持費 (年額)	1,000,000円		
看護学部	入学金	300,000円	
	教育充実費	(初年度)	200,000円
		(2年度以降)	300,000円
	授業料 (年額)	1,000,000円	
実験実習費	(初年度)	170,000円	
	(2年度以降)	220,000円	

(授業料等の額の変更)

第30条の2 授業料、実験実習費及び施設維持費の額は、在学中においても変更することがある。

(納付)

第31条 医学部における教育充実費(2年度以降)、授業料及び施設維持費(2年度以降)並びに看護学部における教育充実費(2年度以降)、授業料及び実験実習費(2年度以降)は、その年額を前学期分及び後学期分として等分し、前学期分は4月末日までに、後学期分は10月末日までに納付しなければならない。

2 新入生は、医学部においては授業料及び施設維持費(初年度)の後学期分を、看護学部においては授業料の後学期分を10月末日までに納付しなければならない。

(奨学制度)

第31条の2 入学試験の成績が特に優秀であつた者及び在学中の成績が優秀な学生には、学長は、学納金の一部を減免することができる。

(授業料等減免制度)

第31条の3 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。次項において「法」という。)第8条第1項に規定する授業料等減免対象者として認定した学生については、入学金及び授業料の一部を減免する。

2 前項の減免の額、手続きその他必要な事項については、法及びその関係法令に定めるもののほか、学長が別に定める。

(免除)

第32条 学生が、前学期又は後学期を通じて休学を許可された場合は、当該学期分の学納金の納付について、医学部においては授業料を、看護学部においては授業料及び実験実習費を免除する。

2 学長は、前項の休学が正課中における事故等特別の理由によるものと認める場合は、当該学期分の学納金の全部を免除することができる。

(納付猶予)

第33条 学生が、災害その他の止むを得ない事由により第31条に定める納付期限までに教育充実費、授業料、実験実習費又は施設維持費を納付することが困難と認められるときは、その前学期分又は後学期分について納付を猶予することができる。

2 前項の規定により納付の猶予の許可を受けようとする者は、事由を詳記した願い書を、第31条に定める納付期限の10日前までに、提出しなければならない。

3 前項により提出された願い書について、学長は、その事由が適当であると認めた場合は、納付の猶予を許可する。

(学納金の返還)

第34条 既に納めた学納金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続を完了した者で、所定の期日までに所定の様式の入学辞退届け書を提出し、学納金の返還を申し出た者については、入学手続時に納めた学納金のうち入学金を差し引いた額を返還する。

第6章 授業科目の履修方法及び試験等

(授業科目、単位数、年次配当及び単位の計算方法)

第35条 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、教授会の議を経て、学部長が定める。

2 前項に規定する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次に掲げる基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、医学部においては15時間、看護学部においては15時間又は30時間の授業をもつて1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、医学部においては30時間、看護学部においては30時間又は45時間の授業をもつて1単位とする。

3 前2項に規定する授業科目、単位数、年次配当及び単位の計算方法については、教育目的の達成のため在学中においても変更することがある。

(授業期間)

第35条の2 1年間の授業期間は、40週までとする。

(試験)

第36条 試験は、履修した授業科目について、各学期若しくは各学年ごと又はその授業科目の授業が終わった後、適当な時期にこれを行う。

2 各授業科目について、出席が3分の2に達しない学生については、受験資格を認めないことがある。

(成績の評価及び単位の認定)

第37条 試験の成績は、合格及び不合格とし、合格を分けて、優・良・可とする。

2 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、その授業科目の単位を認定する。

3 前項の規定にかかわらず、医学部における進級を認定されなかった者の単位認定については、医学部長が定める。

(追試験)

第38条 傷病その他やむを得ない事由により受験できない者は、所定の様式の願い書にその事由を詳記して願い出なければならない。

2 前項の願い出によりその理由がやむを得ないと認められた者には、追試験を受けさせることができる。

(再試験)

第39条 試験に不合格の者には、再試験を受けさせることがある。

(進級)

第40条 医学部においては、所定の単位を修得し、かつ、所定の基準を満たした者に対し、医学部長は、教授会の議を経て、次学年次への進級を認定する。

2 看護学部においては、前期課程に修得すべき全単位を修得した者に対し、看護学部長は、教授会の議を経て、後期課程への進級を認定する。

(履修方法等の細目)

第41条 第35条から前条までに規定する履修方法、成績評価、試験、進級認定等の細目については、教授会の議を経て、学部長が定める。

第7章 卒業及び学士の学位

(卒業及び学士の学位)

第42条 医学部において第6条の修業年限以上在学し、修得すべき全単位を修得し、所定の基準を満たした者は、全課程を修了したものとする。

2 看護学部において第6条の修業年限以上在学し、修得すべき全単位を修得した者は、全課程を修了したものとする。

3 前2項による全課程の修了者に対し、学長は、当該学部の教授会の議を経て卒業を認定し、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

(1) 医学部 学士(医学)

(2) 看護学部 学士(看護学)

第43条 削除

第8章 外国人特別学生

(入学)

第44条 外国人で第2章の規定によらないで入学を志願する者に対しては、学長は、選考の上教授会の議を経て外国人特別学生として入学を許可することができる。

(入学出願手続)

第45条 前条の規定により入学を志願する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 外務省、在外公館または在日自国公館の推せん状

(4) その他必要と認められる書類

(履修証明)

第46条 外国人特別学生で履修した授業科目の試験に合格した者には、履修証明書を交付することができる。

(学費の徴収)

第47条 外国人特別学生の入学金、授業料等の学費の徴収に関しては、特別の事由ある場合を除き、第20条および第30条の規定を適用する。

(規定の準用)

第48条 本章に定めるもののほか、本学学生に関する規定は、外国人特別学生に準用する。

第8章の2 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生)

第48条の2 本学の学生以外の者で、1科目又は数科目の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が定める。

(聴講生)

第48条の3 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、学長が定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第49条 学生で他の模範となる者については、選考の上、表彰することができる。

(懲戒)

第50条 学生の懲戒については、学長は、学部長の上申により、審議会の議を経て、これを決定する。

2 前項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、審議会の議を経て学長が定める。

(懲戒の種類、要件)

第51条 懲戒の種類は、訓告、停学及び放學とする。

2 懲戒は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 本学の規則に違反したとき。
- (2) 本学の秩序を乱したとき。
- (3) 本学学生として品位をけがしたとき。
- (4) その他懲戒に値すると認められる行為のあつたとき。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日一部改正)

この学則は、昭和48年4月1日に改正施行する。

附 則 (昭和50年4月1日一部改正)

この学則は、昭和50年4月1日に改正施行する。

附 則 (昭和51年4月1日一部改正)

この学則は、昭和51年4月1日に改正施行する。

附 則 (昭和52年4月1日一部改正)

この学則は、昭和52年4月1日に改正施行する。

附 則 (昭和53年4月1日一部改正)

この学則は、昭和53年4月1日に改正施行する。

附 則 (昭和54年4月1日一部改正)

この学則は、昭和54年4月1日に改正施行する。

附 則 (昭和55年4月1日一部改正)

この学則は、昭和55年4月1日に改正施行する。

附 則 (昭和55年4月24日一部改正)

この学則は、昭和55年4月24日に改正し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年9月29日一部改正)

この学則は、昭和55年9月29日に改正施行する。

附 則 (昭和56年4月1日一部改正)

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日一部改正)

1 この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

2 第30条の規定にかかわらず、昭和56年度以前の入学生の学納金の種類及び額は、次表のとおりとする。

(円)

種類	授業料 (年額)	実験実習費 (年額)	施設維持費 (年額)
入学生			
50・51年度入学生	700,000	150,000	500,000
52年度入学生	1,000,000	300,000	500,000
53・54年度入学生	1,200,000	600,000	1,000,000
55年度入学生	1,500,000	600,000	1,200,000
56年度入学生	2,000,000	600,000	1,200,000

附 則 (昭和57年4月1日一部改正)

1 この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

2 第3条第2項及び第35条第1項ただし書は、昭和57年度第1学年から適用する。

附 則 (昭和57年6月19日一部改正)

この改正は、昭和57年6月19日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日一部改正)

- 1 この改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 第7条第2項及び第25条第6項の規定は、昭和58年度入学生から適用する。
 - 附 則（昭和58年7月20日一部改正）
 - この改正は、昭和58年7月20日から施行する。
 - 附 則（昭和59年3月1日一部改正）
 - この改正は、昭和59年3月1日から施行する。
 - 附 則（昭和59年6月1日一部改正）
 - この改正は、昭和59年6月1日から施行し、昭和60年度以降の入学生に適用する。
 - 附 則（昭和59年7月18日一部改正）
 - この改正は、昭和59年7月18日から施行する。
 - 附 則（昭和60年4月1日一部改正）

- 1 この改正は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 別表第5は、昭和60年度第1学年から適用する。

- 附 則（昭和60年7月17日一部改正）
- この改正は、昭和60年7月17日から施行する。
- 附 則（昭和61年5月28日一部改正）
- この改正は、昭和61年5月28日から施行する。
- 附 則（昭和62年4月1日一部改正）
- この改正は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附 則（昭和62年10月1日一部改正）
- この改正は、昭和62年10月1日から施行する。
- 附 則（昭和63年4月1日一部改正）
- この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

この改正は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第30条の表中入学金の改正については、平成元年度の入学生については、適用しない。

- 附 則（平成2年10月1日一部改正）
- この改正は、平成2年10月1日から施行する。
- 附 則（平成3年4月1日一部改正）
- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則（平成3年10月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 第30条及び昭和57年4月1日の改正附則第2項の規定にかかわらず、平成3年度の施設維持費の年額は、次表のとおりとする。

	種類	施設維持費 (年額)
入学生		
50・51年度入学生		507,500円
52年度入学生		507,500円
53・54年度入学生		1,015,000円
55年度入学生		1,218,000円
56年度入学生		1,218,000円
57年度以降の入学生		1,522,500円

附 則（平成4年2月1日一部改正）
この学則は、平成4年2月1日から施行する。ただし、第42条の改正規定は平成3年7月1日から適用し、別表第2の改正規定は平成4年4月1日から施行する。

- 附 則（平成4年6月1日一部改正）
- この学則は、平成4年6月1日から施行する。
- 附 則（平成5年6月1日一部改正）
- この学則は、平成5年6月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、平成5年6月

16日から施行する。

附 則（平成6年4月1日一部改正）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前に入学を許可された者及び次表に掲げる年度に再入学、転入学又は編入学を許可され、当該年度の区分に応じた学年次に入学した者については、なお従前の例による。

年度	学年次
平成6年度	第2学年次から第6学年次
平成7年度	第3学年次から第6学年次
平成8年度	第4学年次から第6学年次
平成9年度	第5学年次・第6学年次
平成10年度	第6学年次

附 則（平成7年2月1日一部改正）

この学則は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日一部改正）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日一部改正）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日一部改正）

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の別表は、平成10年度の入学生から適用する。
- 平成10年度における第6学年次の学生の学納金の徴収方法、免除及び徴収猶予については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月1日一部改正）

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の別表は、平成11年度入学生から適用する。

附 則（平成12年4月1日一部改正）

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 看護学部看護学科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成12年度	100人
平成13年度	200人
平成14年度	300人

附 則（平成12年4月1日一部改正）

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の別表第1の規定は、平成12年度入学生から適用する。

附 則（平成13年1月6日一部改正）

- この学則は、平成13年1月6日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の別表第1の規定は、平成12年度入学生から適用する。

附 則（平成13年4月1日一部改正）

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の第22条の2の規定は、平成13年度入学生から適用する。

附 則（平成13年6月16日一部改正）

この学則は、平成13年6月16日から施行する。

附 則（平成14年1月1日一部改正）

- この学則中第13条の2の改正規定は平成14年1月1日から、別表第1の改正規定は平成14年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の別表第1の規定は、平成14年度医学部入学生から適用する。

附 則（平成14年3月1日一部改正）

この学則中第21条の改正規定は平成14年3月1日から、第13条の2の改正規定は平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月26日一部改正）

この学則は、平成14年4月26日から施行する。

附 則（平成15年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1の規定は、平成15年度医学部入学生から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の医学部入学生及び平成16年度に医学部の2学年次から6学年次までの学年次に指定された入学生に対する改正後の第6条、第7条、第25条第5項、第40条第1項及び別表第1の規定の適用については、別に定める。
- 3 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成16年度看護学部入学生から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成12年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成17年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成17年度看護学部入学生から適用する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成18年度看護学部入学生から適用する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第30条から第31条までの改正規定及び第32条の改正規定中本文を改める部分は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1の規定は、平成18年度医学部入学生から適用する。
- 3 この学則による改正後の第18条、第20条、第30条から第31条まで及び第32条第1項の規定は、平成19年度入学生及び平成19年度入学を志願する者から適用する。

附 則（平成19年4月1日一部改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1の規定は、平成19年度医学部入学生から適用する。

附 則（平成20年4月1日一部改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日一部改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月26日一部改正）

この学則は、平成20年5月26日から施行する。

附 則（平成21年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成21年度	605人
平成22年度	610人
平成23年度	615人

附 則（平成22年4月1日一部改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日一部改正）

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 医学部医学科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成24年度	625人
平成25年度	635人
平成26年度	645人

- 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成21年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成24年4月1日一部改正）

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成12年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成26年11月1日一部改正）

この学則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正）

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 医学部医学科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成27年度	653人

- 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成24年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成27年4月1日一部改正）

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成12年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成24年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成26年11月1日施行）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成27年4月1日一部改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 医学部医学科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成28年度	663人
平成29年度	673人
平成30年度	678人
平成31年度	683人

- 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成27年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月11日一部改正）

- この学則は、平成28年7月11日から施行する。
- この学則による改正後の第30条の規定は、平成29年度医学部入学生から適用する。

附 則（平成29年4月1日一部改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日一部改正）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第2条の2の改正規定は、平成30年1月29日から施行する。

2 改正後の第37条第3項の規定は、平成29年度以前に医学部に入学した者には適用しない。

附 則（平成30年4月1日一部改正）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日一部改正）

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度から令和9年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和2年度	115人	688人
令和3年度	115人	690人
令和4年度	115人	690人
令和5年度	105人	680人
令和6年度	105人	670人
令和7年度	105人	660人
令和8年度	105人	650人
令和9年度	105人	640人

3 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成28年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和2年4月1日一部改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日一部改正）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日一部改正）

この学則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年7月1日一部改正）

この学則は、令和4年7月1日から施行する。

愛知医科大学大学院学則について（案）

愛知医科大学大学院学則を次のように定める。

愛知医科大学大学院学則

第1章 総則

（目的）

第1条 愛知医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第2条 本大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

（研究科，専攻及びその目的）

第3条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

（1） 医学研究科

基礎医学系専攻

臨床医学系専攻

（2） 看護学研究科

看護学専攻

2 各研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1） 医学研究科 国際水準の研究遂行能力を有する研究者を養成すること。

（2） 看護学研究科博士前期課程 卓越した看護実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度実践職業人を養成すること。

（3） 看護学研究科博士後期課程 専門的かつ高度な研究遂行能力を有する自立した研究者及び高度な看護実践能力と高い研究・管理能力を有する臨床現場の変革者を養成すること。

（課程）

第4条 各研究科の課程は博士課程とし、看護学研究科の博士課程は、これを前期と後期

に区分する。

(学年)

第4条の2 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条の3 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、第8条第1項の研究科委員会の議を経て、前学期の終了日及び後学期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第4条の4 休業日（授業を行わない日）は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日 11月3日

(5) 春季休業 3月21日から4月3日まで

(6) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、第8条第1項の研究科委員会の議を経て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(修業年限及び在学年限)

第5条 修業年限は、次のとおりとする。

(1) 医学研究科 4年

(2) 看護学研究科博士前期課程 2年

(3) 看護学研究科博士後期課程 3年

2 在学年限は、次の年限を超えることができない。

(1) 医学研究科 8年

(2) 看護学研究科博士前期課程 4年

(3) 看護学研究科博士後期課程 6年

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条の2 学生が、職業を有している等の事情により、前条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを申し出たときは、学長の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(収容定員)

第6条 収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻名	入学定員	収容定員
医学研究科	博士課程	基礎医学系専攻	13	52
		臨床医学系専攻	17	68
	計		30	120
看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	15	30
	博士後期課程	看護学専攻	4	12
	計		19	42

(研究科長)

第7条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長候補者は、当該研究科の研究指導教授（以下「指導教授」という。）の中から次条第1項の研究科委員会において選考する。

3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第8条 各研究科に、研究科委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、当該研究科の研究科長（以下単に「研究科長」という。）及び指導教授をもって構成する。

3 看護学研究科委員会には、前項に掲げる者のほか、当該研究科の研究指導を行う教授、准教授又は講師を加えることができる。

4 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 前項第3号の事項を学長が定めるにあたっては、委員会の意見を聴いて参酌するよう努めるものとする。

6 委員会は、第5項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて意見を述べることができる。

7 委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、研究科長が定める。

（大学運営審議会）

第8条の2 各研究科に共通する重要な事項は、大学運営審議会（以下「審議会」という。）で審議する。

第2章 教育方法等

（教育方法）

第9条 本大学院の教育は、所定の科目の授業及び研究指導等によつて行う。

（教育方法の特例）

第9条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目及び履修方法）

第10条 授業科目及び単位数並びにその履修方法は、当該研究科の研究科委員会（以下「当該委員会」という。）の議を経て、研究科長が定める。

（履修科目の選定及び届出）

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の承認を得て研究科長に届け出るものとする。

（他の分野の授業科目等の履修）

第12条 指導教授が研究指導上必要と認めたときは、当該委員会の議を経て、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを課程修了の要件となる単位として認めることができる。

（入学前の修得単位）

第12条の2 本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該委員会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、次条第4項（第12条の5第4項において準用する場合を含む。）により認めることができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（他の大学院における授業科目の履修）

第12条の3 学生は、学長の許可を得て、他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の場合において、学生は、所定の願い書を指導教授を経由して学長に提出するものとする。

3 前項により願い出があつた場合は、学長はあらかじめ当該他大学院と必要な事項について協議し、これを許可する。

4 第1項の規定により履修した授業科目について、学生が修得した単位は、当該委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

（他の大学院等における研究指導）

第12条の4 学生は、学長の許可を得て、他の大学院、研究所等（以下「他大学院等」という。）において必要な研究指導を受けることができる。

2 前項の場合において、学生は、所定の願い書を指導教授を経由して学長に提出するものとする。

3 前項により願い出があつた場合は、学長はあらかじめ当該他大学院等と必要な事項について協議し、これを許可する。

（留学）

第12条の5 学生が外国の大学院において授業科目の履修を志願するときは、学長の許可を得て留学をすることができる。

2 学生が外国の大学院、研究所等において研究指導を受けることを志願するときは、学長の許可を得て留学をすることができる。

3 前2項による留学の期間は、課程修了の要件としての在学期間を含めることができる。

4 第12条の3第2項から第4項までの規定は、第1項の留学について準用する。

5 第12条の4第2項及び第3項の規定は、第2項の留学について準用する。

第3章 試験，課程の修了要件及び学位

（試験）

第13条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験を行う。

2 試験の実施方法等については、当該委員会の議を経て、研究科長が定める。

(追試験)

第14条 疾病その他止むを得ない事由によつて試験を受けられなかつた者は、追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第15条 第13条の規定に基づく試験の成績は、優、良、可又は不可とし、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の認定)

第16条 前条の規定により試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、医学研究科においては、原則として、前半の2年において修得するものとする。

(課程の修了要件)

第17条 課程の修了要件は、原則として、次のとおりとする。ただし、看護学研究科博士前期課程において、教育の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて学位論文の審査に代えることができる。

- (1) 医学研究科博士課程 4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
- (2) 看護学研究科博士前期課程 2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
- (3) 看護学研究科博士後期課程 3年以上在学し、所定の授業科目を18単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

2 前項本文の規定にかかわらず、極めて成績の優秀な者で所定の要件を満した場合は、医学研究科博士課程においては3年以上、看護学研究科博士前期課程においては1年以上、看護学研究科博士後期課程においては2年以上の在学年数とすることができる。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第17条の2 前条の規定にかかわらず、第12条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の医学研究科又は看護学研究科博士前期課程の教育課程の一部を

履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、看護学研究科博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位論文の提出及び最終試験)

第18条 学位論文は、在学期間中に学長に提出し、最終試験を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学研究科においては4年以上、看護学研究科博士前期課程においては2年以上、看護学研究科博士後期課程においては3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、本大学院退学後においても、当該委員会の許可を得て学位論文を提出し、最終試験を受けることができる。

3 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある授業科目について行う。

(学位論文の審査等)

第19条 学位論文及び最終試験は、当該委員会において審査の上、合否を決定する。

2 学位論文の審査その他の学位に関する必要な事項は、愛知医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

(学位の授与)

第20条 学位規程の定めるところにより、医学研究科博士課程を修了した者には博士（医学）の学位を、看護学研究科博士前期課程を修了した者には修士（看護学）の学位を、看護学研究科博士後期課程を修了した者には博士（看護学）の学位を授与する。

(博士課程によらない学位授与)

第21条 医学研究科博士課程を経ない者又は修了しない者についても、学位規程の定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。

第4章 入学

(入学期)

第22条 入学期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本大学院に入学することのできる者は、次に掲げる者とする。

(1) 医学研究科においては、次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 大学の医学部医学科、歯学部又は修業年限が6年の獣医学若しくは薬学を履修す

る課程を卒業した者

イ 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学の学部）を修了した者

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 本大学院において、個別の入学資格審査により、アに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(2) 看護学研究科博士前期課程においては、次のアからクまでのいずれかに該当する者

ア 大学を卒業した者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

オ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

カ 文部科学大臣の指定した者

キ 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと本大学院において認めた者

ク 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(3) 看護学研究科博士後期課程においては、次のアからクまでのいずれかに該当する者

ア 修士の学位又は専門職学位を授与された者

イ 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

エ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの

- 当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- オ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- カ 外国の学校、（エ）の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- キ 文部科学大臣の指定した者
- ク 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学出願手続）

第24条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料3万円及び別に指定する書類を添えて、指定する期日までに提出しなければならない。

（入学許可）

第25条 学長は、前条に規定する入学志願者につき、当該委員会の定めるところにより選考の上、合格者を決定し、入学を許可すべき者を定める。

（入学手続）

第26条 前条の合格者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、かつ、医学研究科においては入学金20万円及び第1学年前学期の学納金を、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程においては入学金30万円及び第1学年前学期の学納金を納入しなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、入学を許可しない。

（既納金の返還）

第27条 入学手続を完了した者で、指定の期日までに所定の様式の入学辞退届け出書を提出し、入学時納付金の返還を申し出た者には、入学時納付金のうち入学金を差し引いた額を返還する。

（再入学）

第28条 本大学院を退学した者で、再入学を願い出た者については、欠員のある場合に限

り、選考の上、許可することがある。

(転入学)

第28条の2 他の大学の大学院に在学している者が転入学を志願するときは、所定の様式による転入学願い書により学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、学長は、当該委員会の議を経て、これを許可する。

3 転入学を許可された者の在学すべき年数及び履修すべき単位数は、当該委員会の議を経て学長が決定する。

第5章 休学，退学等

(休学)

第29条 学生が、傷病その他の事由により3月以上修学を休止しようとするときは、所定の様式の休学願い書に学校医若しくは本学の指定する医療機関の医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学中の学生が、引き続き休学をしようとするときは、休学期間の満了する前に改めて前項の願い出をし、その許可を受けなければならない。

3 学長は、前2項により提出された願い書について、その事由が適当であると認めた場合は、その期間を定め、これを許可する。ただし、休学を許可する期間は、当該年度を超えて定めないものとする。

4 学長は、傷病その他の事由のため修学することが適当でないと認める者に対しては、期間を定め、休学を命ずることができる。

5 休学期間は、医学研究科においては通算して4年を、看護学研究科博士前期課程においては通算して2年を、看護学研究科博士後期課程においては通算して3年を超えることができない。

6 休学期間は、第5条の修業年限及び同条ただし書の在学年数に算入しない。

7 前各項に定めるもののほか、学生の休学に関し必要な事項は、学長が定める。

(復学)

第30条 前条第3項により休学を許可された者は、休学期間が満了したときは、所定の様式による復学届け書を学長に提出して復学するものとする。

2 前条第3項により休学を許可された者が休学期間中にその事由がやんだときは、所定の様式による復学届け書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

3 前条第4項により休学を命ぜられた者が、復学しようとするときは、診断書又は事由

書を添付して所定の様式による復学願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

4 前2項の場合において、学長は、その事由が適当であると認めた場合は、これを許可する。

(退学)

第31条 学生が退学しようとするときは、所定の様式による退学願い書にその事由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、傷病による場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第32条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の様式による転学願い書にその事由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 学生が、次の各号に掲げる事由の一に該当した場合は、学長は、研究科長の意見を徴し、審議会の議を経て、除籍する。

- (1) 第5条ただし書の在学年数を超えたとき。
- (2) 傷病その他の事由により成業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 1年以上にわたつて行方不明になり、当該学生の保証人又はその代理人からの届け出があつたとき。
- (5) 学納金の納付義務を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき。

第6章 学納金

(学納金)

第34条 学納金は、次のとおりとする。

医学研究科

学納金	金額 (円)
授業料	(年額) 200,000円
教育充実費	(年額) 100,000円

看護学研究科博士前期課程

コース	学納金	金額 (円)
-----	-----	--------

修士論文コース	授業料	(年額)	600,000円
	教育充実費	(年額)	100,000円
高度実践看護師（専門 看護師〔CNS〕）コ ース	授業料	(年額)	600,000円
	教育充実費	(年額)	100,000円
	実験実習費	(初年度)	50,000円
		(2年度以降)	100,000円
高度実践看護師（診療 看護師〔NP〕）コー ス	授業料	(年額)	600,000円
	教育充実費	(年額)	100,000円
	実験実習費	(初年度)	100,000円
		(2年度以降)	200,000円

看護学研究科博士後期課程

学納金	金額（円）	
授業料	(年額)	600,000円
教育充実費	(年額)	100,000円

(学納金の額の変更)

第35条 学納金の額は、在学中においても変更することがある。

(納付)

第36条 学納金は、その年額を前学期分及び後学期分として等分し、前学期分は4月末日までに、後学期分は10月末日までに納付しなければならない。

(免除)

第37条 学生が、前学期又は後学期を通じて休学を許可された場合は、当該学期分の学納金の納付について、医学研究科においては、授業料を、看護学研究科においては、授業料及び実験実習費を免除することができる。ただし、正課中の事故その他学長が認める特別の事由により前学期又は後学期を通じて休学を許可された場合は、当該学期分の学納金の全部を免除することがある。

2 経済的理由により学納金の納付が困難で、かつ、成績が特に優秀な学生には、授業料の全部又は一部を減免することができる。

3 前項の規定にかかわらず、外国人留学生には、経済的理由により入学金及び学納金の納付が困難である場合に、その全部又は一部を減免することができる。

4 前2項に定める場合のほか、専攻分野、第9条の2の適用の有無等を考慮し、入学検定料、入学金又は学納金の一部又は全部を減免することができる。

(納付猶予)

第38条 学生が、災害その他の止むを得ない事由により第36条に定める納付期限までに授業料を納付することが困難と認められるときは、その前学期分又は後学期分について納付を猶予することができる。

2 前項の規定により納付の猶予の許可を受けようとする者は、事由を詳記した願い書を、第36条に定める納付期限の10日前までに、提出しなければならない。

3 前項により提出された願い書について、学長は、その事由が適当であると認めた場合は、納付の猶予を許可する。

第7章 外国人留学生、特別聴講学生、特別研究学生、大学院研究生

(外国人留学生)

第39条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生の入学に関し必要な事項は、学長が定める。

(特別聴講学生)

第40条 他の大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、当該大学院と協議の上、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が定める。

(科目等履修生)

第40条の2 本学の学生以外の者で、1科目又は数科目の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の選考方法、履修等に関し必要な事項は、研究科長が定める。

(特別研究学生)

第41条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として受入れを許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、学長が定める。

(大学院研究生)

第42条 本大学院において特別の事項について研究しようとする者があるときは、設備の許す限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、学長が定める。

(表彰)

第43条 学生で他の模範となる者については、選考の上、表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学生の懲戒については、学長は、研究科長の意見を徴し、審議会の議を経て、これを決定する。

2 前項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、審議会の議を経て学長が定める。

(懲戒の種類、要件)

第45条 懲戒の種類は、訓告、停学及び放学とする。

2 懲戒は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 本大学院の規則に違反したとき。
- (2) 本大学院の秩序を乱したとき。
- (3) 本大学院学生として品位をけがしたとき。
- (4) その他懲戒に値すると認められる行為のあつたとき。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日一部改正)

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日一部改正)

この改正は、平成元年4月1日から施行する。ただし、この改正は、平成元年度の入学生については、適用しない。

附 則 (平成3年10月1日一部改正)

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月1日一部改正)

この学則は、平成4年2月1日から施行する。ただし、第20条及び第21条の改正規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成7年4月1日一部改正)

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日一部改正）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月1日一部改正）

この学則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日一部改正）

この学則は、平成13年1月6日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日一部改正）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月1日一部改正）

この学則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日一部改正）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日一部改正）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月26日一部改正）

1 この学則は、平成15年5月26日から施行する。

2 この学則による改正後の第37条第3項の規定は、平成15年度に在学する学生から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月1日一部改正）

この学則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日一部改正）

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日一部改正）

この学則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成18年度看護学研究科入学生から適用する。

附 則（平成18年10月1日一部改正）

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日一部改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第3条、第6条及び別表第1の規定は、平成19年度医学研究科入学生から適用する。
- 3 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成19年度看護学研究科入学生から適用する。

附 則（平成20年4月1日一部改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日一部改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日一部改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日一部改正）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第6条、第26条、第34条及び第37条の規定は、平成27年度看護学研究科入学生から適用する。

附 則（平成27年4月1日一部改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日一部改正）

この学則は、平成27年3月16日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月29日一部改正）

この学則は、平成30年1月29日から施行する。

附 則（令和2年4月1日一部改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日一部改正）

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日において看護学研究科修士課程に在学する学生の取扱いについては、なお従前の例による。

改正

平成19年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

愛知医科大学大学院看護学研究科委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知医科大学大学院学則第8条第7項の規定に基づき、看護学研究科委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 看護学研究科長
- 二 看護学研究科の研究指導教授
- 三 看護学研究科の研究指導を行う准教授

第3条 削除

(会議)

第4条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、あらかじめ委員会において互選した研究指導教授がその職務を代行する。

- 2 委員会は、海外出張中の者及び休職中の者を除き、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めるときは、前項の会議の成立要件を変更することができる。ただし、構成員の半数以下とすることはできない。
- 4 委員会は、必要があるときは、委員会の議に基づき、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事)

第5条 議事は、特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、学位授与に関すること、研究科担当教員の人事に関すること及び本規程の改正に関することについては、出席者の3分の2以上をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めるときは、前項の議決の要件を変更することができる。

(議事録)

第6条 議長は、委員会の開催日程、開催場所、出席者、議決内容その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席者のうち議長が指名する2名の構成員が確認の上押印するものとする。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日一部改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。